地方公共団体等からの主な要望事項について

令和4年4月

※本資料は第55回審査会(令和4年1月)以降現時点までに、 文部科学省に寄せられた要望のうち、主な項目の概要をまとめたものである。

1. 最高裁判所の決定を受けての対応

- 〇最高裁判所の決定を受けて、早急に審査会を開催し、確定判決の内容について、中間指針等における基準や東京電力がこれまでに行ってきた賠償との比較等も含めた具体的な分析を行うこと。(福島県原子力損害対策協議会)
- ○多くの被害者に共通する損害については、類型化による中間指針等への反映によって迅速、公平かつ適正に賠償がなされるべきとの考えの下、審査会において、福島県の現状や判決の具体的な分析を踏まえた上で、混乱や不公平を生じさせないよう中間指針等の見直しを含め適切に対応すること。(福島県原子力損害対策協議会)
- 〇中間指針等を上回る損害があるとの司法判断が確定したことを受け、 判決の内容を踏まえ、被害の実態に即した賠償を実現して早期に救済 するために、損害の対象の拡大かつ賠償水準の適切な引き上げに向け、 中間指針等の改訂に直ちに着手すること。(福島県弁護士会会長声明、東北 弁護士会連合会会長声明、国賠訴訟3件原告団・弁護団」、福島原発避難者訴訟原告団 等²、福島原発事故賠償問題研究会)
- ○適切かつ迅速な対応を実現するため、被害者に対する聞き取りなど被害実態の把握に従前以上に努めるととともに、被害者を中間指針等の見直しに関与させること。また、不法行為法や公害法、環境問題に関する研究者委員の態勢を強化すること。(国賠訴訟3件原告団・弁護団、福島原発避難者訴訟原告団等)

^{1 「}生業を返せ、地域を返せ!」福島原発訴訟原告団・弁護団、原子力損害賠償群馬訴訟原告・弁護団、福島第一原発事故損害賠償千葉訴訟原告団・弁護団

² 福島原発避難者訴訟原告団、福島原発被害弁護団

〇確定した判決の内容を踏まえ、東京電力に対し、改めて中間指針等は最小限の基準であることを深く認識させ、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、被害者の心情にも配慮し誠実に対応するよう指導すること。また、東京電力においても、確定した判決の内容を精査し、同様の損害を受けている被害者に対しては、直接請求によって公平な賠償を確実かつ迅速に行わせること。(福島県原子力損害対策協議会)

2. 被害事業者への賠償

○東京電力による将来分一括損害賠償以降の請求に対する支払いは極めて少なく、確認に時間を要している状況にある。被害の実態に見合った賠償が着実になされるよう、被害事業者への丁寧な説明、被害事業者の負担軽減、損害賠償制度のさらなる周知など、東京電力へ強力に指導すること。(日本商工会議所)

3. ALPS 処理水の処分に係る風評対策

○「風評」は必ず発生するという前提のもと、迅速かつ適切な賠償が 行われるよう、国が前面に立って対応すること。(日本商工会議所)

4. 消滅時効への対応

○全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、将来にわたり消滅時効を援用せず、損害がある限り最後まで賠償を行うよう指導するなど、消滅時効について適切に対応すること。(福島県原子力損害対策協議会、日本商工会議所)